

水道料金は納期限までに納めましょう

■水道料金の未納について

住民の皆さんには、鹿部町の水道事業にご理解をいただいているところですが、一部、支払いに遅れが生じ、再三にわたる請求にもかかわらずお支払いいただけない方がいます。

未納は収入の確保という点のみならず、水道事業に著しく支障をきたします。

また、支払いを繰り延べることは、余計に支払いを困難にすることとなり、決して問題の解決に繋がるものではありません。

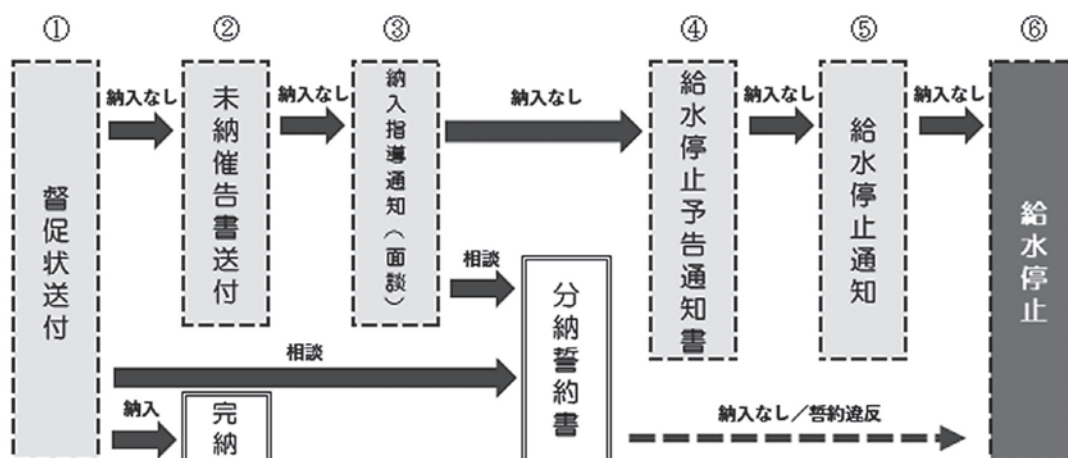
■水道料金を滞納すると給水を停止いたします

水道事業は、皆さんからの水道料金で運営しています。水道料金をお支払いいただけない方に対しては、公平性を確保するためにやむを得ず給水を停止する場合があります。

※再三にわたる通知によっても納付いただけない場合には、水道法第15条第3項および、鹿部町給水条例第36条第1号に基づき、「給水停止」を行います。給水停止は生活に大きな影響を及ぼしますので、必ず納期限内に納付していただきますようお願いいたします。

※給水停止により使用者に損害が生じても一切の責任を負いません。

▼お問い合わせは、役場建設水道課水道係（7-5294）へ。



町広報誌に広告を掲載してみませんか？



町広報誌は地域密着型の情報誌として、全戸に配付されているほか、町公式ホームページからも閲覧することができます。広告利用のため掲載を希望される方は役場企画振興課へ申し込みください。

なお、広告掲載の詳細については以下のとおりとなります。

種類	規格	期間	広告料	申込方法	申込期限
広報しかべ	ページの下1段2分の1 (縦50mm×横85mm)	月号 単位	1回につき 5,000円	掲載申込書に 広告原稿を添えて 申し込み	広報発行月号の 前月1日まで
	ページの下1段 (縦50mm×横170mm)		1回につき 10,000円		

▼お問い合わせは、役場企画振興課広報広聴係（7-5297）へ。